

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成26年10月
公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 本年度の講習会開催地、開催日時、申込先等は別紙のとおりとする。

(2) 1事業所当たりの申込人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。
ただし、別紙の募集定員欄に○印のある開催場所は、1事業所当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会は無料とする。

(6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用しない。